

1. 計画の概要と背景

1.1 計画策定の趣旨

自転車は、経済的で環境負荷が低いうえ、その利用が健康づくりにも繋がるなど、様々なメリットを持つ乗り物です。また、その利用目的は通勤、通学、買い物、スポーツ、レジャーなど幅広く、多くの人々に利用されています。

このように手軽で身近な交通手段である自転車の利用促進を図るため、本市では、平成24年11月に「北九州市自転車利用環境計画」を策定し、自転車通行空間や駐輪施設の整備などのハード施策に加え、ルール・マナー教育、利用促進などのソフト施策に取り組み、自転車利用環境の向上を総合的に推進してきました。

こうした中、平成29年5月に、国は自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなどの新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」を施行しました。

この法律では、市町村は、国および県が策定した自転車活用推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されています。

そこで、本市の自転車に関する現状と課題を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「北九州市自転車活用推進計画」を令和3年1月に策定しました。

本計画は、国や県の自転車活用推進計画を勘案するとともに、これまでの北九州市自転車利用環境計画に基づく取り組みや成果を反映しており、本市では、これまで本計画に基づき、自転車施策の推進を図ってきました。

今回、策定から概ね5年を経過したことから、これまでの取り組み内容の効果を検証したうえで、国の「第3次自転車活用推進計画（令和8年5月策定）」や、昨今の社会情勢等の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。今後も、本計画に基づき、時代に即した実効性のある自転車施策を展開していきます。

1.2 計画の区域・期間

計画区域は、北九州市全域を対象とします。

計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。

1.3 計画の位置づけ

本計画は、自転車活用推進法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画であり、国や福岡県の自転車活用推進計画を勘案し、本市の自転車施策における最上位の計画として定めるものです。

計画では、本市の上位計画や北九州市自転車利用環境計画の取り組み、成果を反映するとともに、関連計画との連携・整合を図ります。

また、本計画では人口減少や高齢化に対応したコンパクトなまちづくりや公共交通の利用促進、CO₂の削減、市民の健康増進などに自転車を活用することとしています。こうした取り組みを通じて、北九州市が目指す都市像「つながりと情熱と技術で、一歩先の価値観を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」の実現を目指しています。

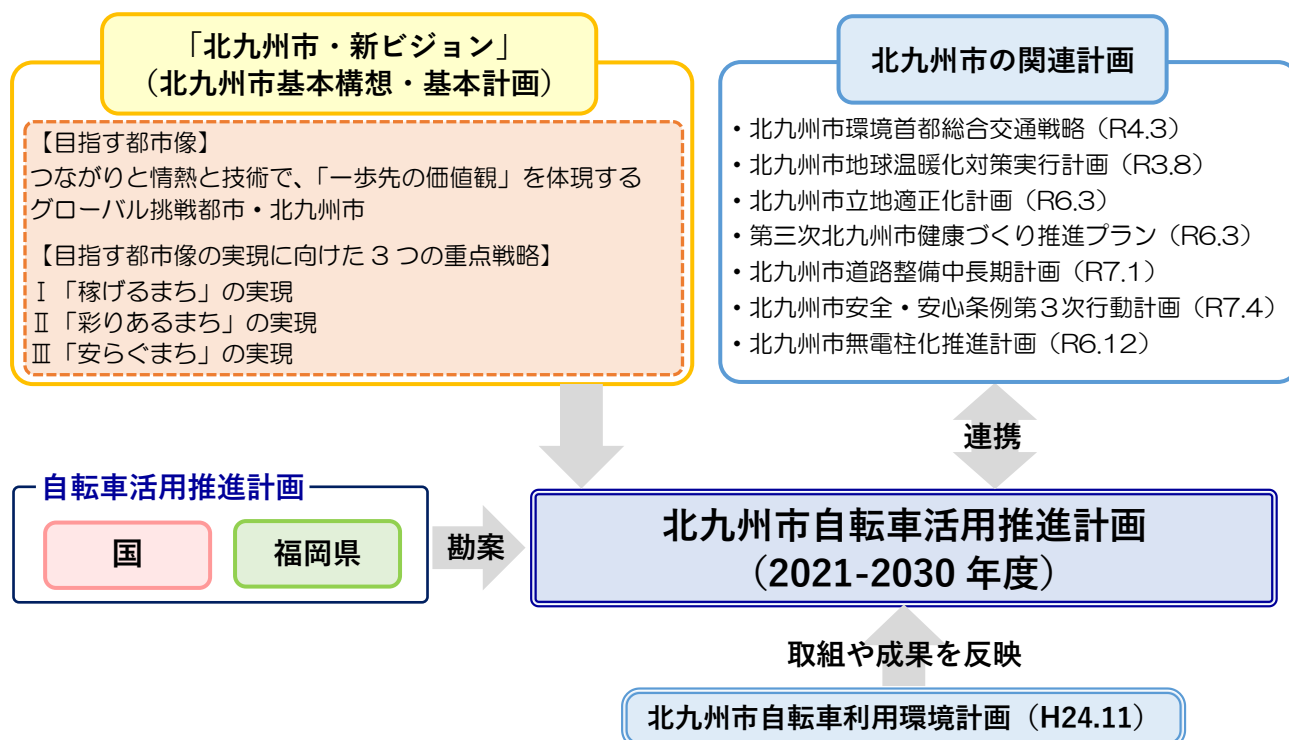


図 北九州市自転車活用推進計画の位置付け

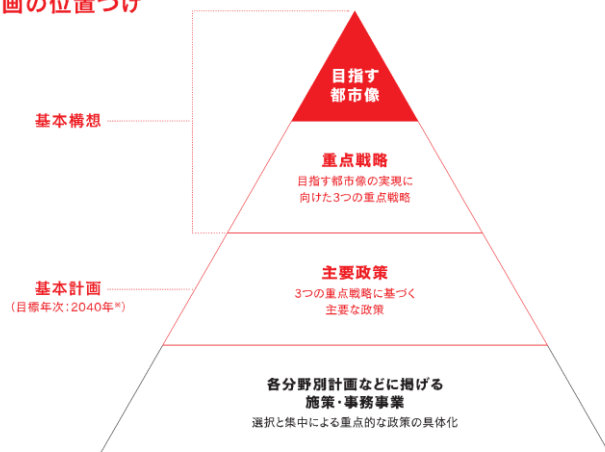
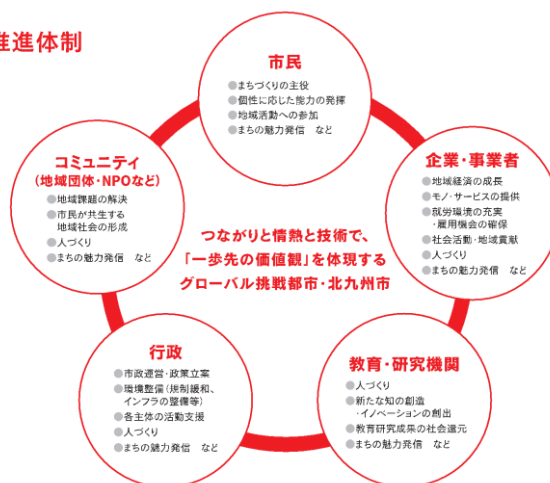
Positioning
計画の位置づけStructure
計画の推進体制

図 北九州市・新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）

資料：北九州市政策局

1.4 自転車活用推進法および国・福岡県の自転車活用推進計画

(1) 自転車活用推進法の施行

自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）が平成29年5月1日に施行されました。同法第11条により、市町村は国や福岡県の計画を勘案して市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めなければならない旨が規定されています。

自転車活用推進法の概要①（平成28年12月16日公布・平成29年5月1日施行） 国土交通省

基本理念

- ・自転車は、**二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的**
- ・自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

国等の責務

- ・国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- ・地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- ・公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携**等に努める
- ・国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

9

自転車活用推進法の概要②

 国土交通省

基本方針

以下の施策を重点的に検討・実施

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備等 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- ・都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- ・国土交通省に、**自転車活用推進本部**を設置
- ・本部長は国土交通大臣、本部長は関係閣僚とする

自転車の日・月間

- ・**5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

附則で定められた検討事項

- ・自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置**
- ・自転車の運転に関する**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

10

資料：国土交通省自転車活用推進本部事務局_自転車活用推進法の施行（H29.5）

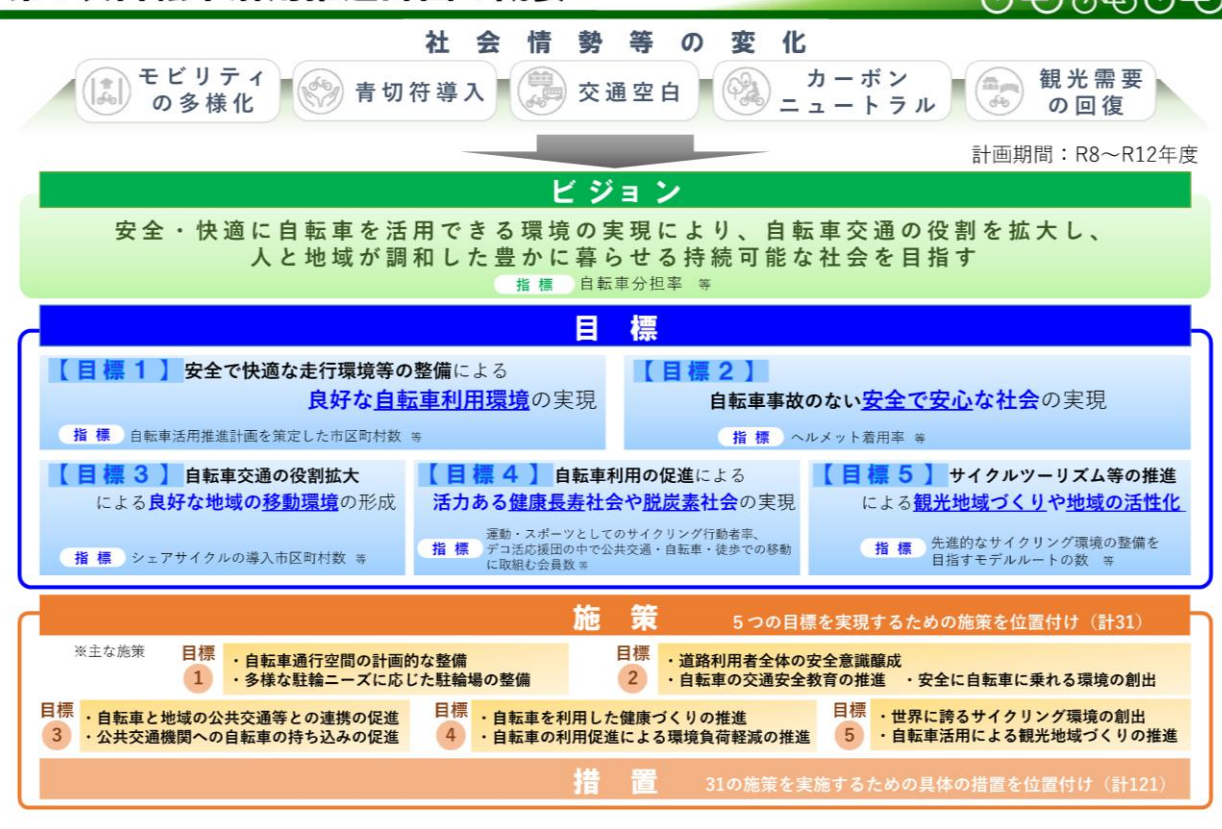
(2) 国の自転車活用推進計画の策定

我が国の自転車の活用に関する基本計画として、平成30年6月8日に「自転車活用推進計画」が策定されました。

その後、令和3年5月に「第2次自転車活用推進計画」が策定され、令和8年5月には、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、令和12(2030)年度までを計画期間とする「第3次自転車活用推進計画」が、閣議決定されました。

同計画では、自転車活用推進法の目的や基本理念を踏まえ、令和12年度までに目指す姿を示した「ビジョン」が新たに掲げられています。このビジョンの実現に向け、自転車を巡る現状や課題を5つの分野から整理し、これらに対応する5つの目標と、それを実現する31の施策および121の講すべき措置が定められています。

第3次自転車活用推進計画の概要



資料：国土交通省自転車活用推進本部事務局_第3次自転車活用推進計画(R8.5)

(3) 福岡県自転車活用推進計画の策定

福岡県においては、自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進する取組を加速させるため、平成31年3月に「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。

その後、令和4年3月には、これまでの成果や自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政機関はもとより、県民や事業者、関係団体等、あらゆる関係者が協働して、自転車の活用に関する施策を推進するため、「第2次福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。

第1章 総論

I 策定の趣旨

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代において、通勤、通学、買い物、レジャー等さまざまな目的で、最も身近に利用されている交通手段であり、自転車を活用することで、CO₂の削減、健康増進、観光振興等の効果が期待されます。

本県では、2019（平成31）年3月、自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を推進する取組を加速させるため、「福岡県自転車活用推進計画」を策定しました。

これまで、安全で快適な自転車通行空間の整備や、快適なサイクリング環境の整備を行い、着実に自転車の活用の取組が進んでいます。

また、2020（令和2）年に「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」が施行され、自転車損害賠償保険等（以下「自転車保険」という。）への加入が義務化される等、自転車の安全利用に関する取組により、自転車関連事故は年々減少しています。

国においても、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、自転車の活用の推進を一層図るため、第2次自転車活用推進計画を2021（令和3）年5月に策定しました。

「第2次福岡県自転車活用推進計画」は、こうした、これまでの成果や自転車を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政機関はもとより、県民や事業者、関係団体等、あらゆる関係者が協働して、自転車の活用に関する施策を推進するために策定するものです。

II 計画の性格

自転車活用推進法に基づき、「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を踏まえ、「福岡県総合計画」及び「福岡県交通ビジョン2022」の部門計画として策定します。

III 計画期間

「福岡県総合計画」及び「福岡県交通ビジョン2022」の計画期間（2022（令和4）年度から2026（令和8）年度まで）との整合を図り、国の第2次自転車活用推進計画の期間（2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで）を踏まえ、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします。

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
福岡県自転車活用推進計画								

第1章
総論

IV 計画の構成

第1章 総論	
I 策定の趣旨	II 計画の性格
III 計画期間	IV 計画の構成
第2章 これまでの成果と自転車を取り巻く状況の変化	
I 自転車の特徴	II これまでの成果
III 自転車を取り巻く状況の変化	
1 自転車の利用に関する状況	2 「自転車条例」「道路構造条例」の改正
3 九州各県連携の取組	4 国の自転車活用推進計画
IV 自転車の利用状況	V 福岡県自転車利用に関するアンケート調査
第3章 展開する施策	
目標1 自転車を快適に利用できるまちづくり	
1 自転車通行空間の整備促進	
2 自転車通行空間の確保と違法駐車等の取締り強化	
3 放置自転車対策の推進	
4 シェアサイクル等の普及促進	
目標2 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進	
5 サイクルスポーツの普及促進	
6 自転車による運動機会の提供	
目標3 自転車を活用した観光振興と地域の活性化	
7 サイクルツーリズムの促進	
8 自転車の活用による地域の魅力発信	
目標4 自転車・歩行者・自動車に安全に通行する社会づくりの推進	
9 安全教育と啓発の推進	
10 安全安心への備えと交通指導取締り	
11 災害時の自転車活用	
第4章 施策の推進方策	
I 市町村との連携	II 関係機関との連携
III 成果の検証と新たな施策の検討（指標の設定：7件）	

資料：福岡県_第2次福岡県自転車活用推進計画（R4.3）